

平成30年度

五條市教育委員会の権限に属する事務の管
理及び執行の状況の点検及び評価に関する
報告書（平成29年度対象）

平成30年9月

五條市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)
第26条第1項の規定に基づき、平成29年度五條市教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告をい
たします。

平成30年9月3日

五條市教育委員会
教育長 堀内 伸起

目 次

I	点検・評価制度の概要	1~2
1	評価の目的	1
2	点検・評価の方法	1
3	施策評価シートの記入内容について	1~2
4	点検評価委員による評価について	2
II	五條市教育委員会の概要	3~11
1	教育長及び教育委員の状況	3
2	会議の開催状況等について	3~10
3	教育委員会議以外の活動状況	10~11
III	平成 29 年度重点施策	11~18
IV	教育長交際費について	18~19
V	平成 29 年度教育費歳入歳出決算	20~21
VI	点検評価委員の「意見書」	22~25
VII	平成 29 年度施策点検評価シート	26~40

I 点検・評価制度の概要

1 評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会においては、毎年度、事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うことが義務付けられています。この点検・評価は、教育委員会自らが、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを主な目的としています。

また、同条第2項に、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されているため、学識経験者の意見を取り入れ、より客観性・公平性のある点検・評価となることを目指して、1名の学識経験者に参加していただきました。

2 点検・評価の方法

点検・評価を行うにあたり、自己点検及び自己評価に加え、点検評価委員の意見書による評価方法を取りました。平成28年3月に見直しを図った五條市教育振興基本計画に則り、当該基本計画に掲げられた重点取組6施策を評価対象としました。

- (1) 学校教育環境の充実
- (2) 教育内容の充実
- (3) 地域教育力の向上
- (4) 生涯学習活動の効果的な支援
- (5) 青少年健全育成の推進
- (6) 歴史遺産・伝統文化の保存

点検・評価の手法は、点検評価シートを参考に施策の目的、現況、平成29年度の取組状況と課題を分析し、総合的な評価を行いました。

3 施策点検・評価シートの記入内容について

(1) 施策の基礎情報

ア 施策名称

五條市教育振興基本計画における施策の名称を記入

イ 所管課

ウ 目標

五條市教育振興基本計画で目指す各施策の「めざすべき将来の姿・状態」を記入

エ 施策の現況

当該施策の現在の状況や問題点等を記入（平成30年3月31日現在）

(2) 取組状況

ア 事業名

各施策における主要な事業名

イ 事業内容

各事業の当該年度の具体的な内容

ウ 事業実績・主な取組

各事業の取組結果、成果

エ 評価

A・・・平成 29 年度の目標を達成

B・・・平成 29 年度の目標をほぼ達成

C・・・平成 29 年度の目標をある程度達成

D・・・平成 29 年度の目標を達成できていない

(3) 施策の課題と今後の主な取組

ア 施策の課題

施策の目標を達成していく上で、解決していかなければならない課題について記入。

イ 今後の主な取組

平成 29 年度の評価を踏まえ、平成 30 年度にどのように取り組んでいくかを記入。

(4) 総合評価

総合評価以外の全ての項目を記入した後、当該年度の総合的な評価を記入。

4 点検評価委員による評価について

点検・評価にあたっては、法第 26 条第 2 項の規定に基づき、学識経験者の知見を活用するため、点検評価委員 1 名を委嘱し、ご意見、ご助言を意見書として添付しました。

【教育に関し学識経験を有する者】

氏 名	略 歴
町口 正治 (まちぐち まさはる)	元五條市教育委員会教育部長

Ⅱ 五條市教育委員会の概要

1 教育長及び教育委員の状況

(平成 30 年 3 月 31 日時点)

職名	氏名	職業	現任期 就任年月日	任期
教育長	堀内 伸起	元 公立学校長	H28.4.1	H31.3.31
委員 (教育長職務代理者)	寒川 英明	医師	H28.12.20	H32.12.19
委員	大西 修二	私立学校非常勤講師	H26.6.21	H30.6.20
委員	井田 栄子	医療事務従事	H26.8.8	H30.8.7
委員	井本 誓晃	団体役員	H27.9.30	H31.9.29

2 会議の開催状況等について

本市教育委員会は、平成 28 年 4 月 1 日付で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に定めのある、新教育委員会制度に移行しました。これにより、教育委員長職が廃止となり、教育委員会は、教育長及び 4 名の教育委員により構成されることとなりました。

毎月 1 回の定例教育委員会及び年 2 回の臨時教育委員会を開催し、教育行政に関する諸施策について審議を行うとともに、学校訪問や必要に応じた現地視察を行い、情報の共有化及び現状把握に努めました。

今後も積極的に様々な研修や現場視察を行うとともに、関係各位との連携を深め、教育委員会の活性化に取り組んでまいります。

平成 29 年度の付議案件の件数及び内容については、次のとおりです。

(1) 定例教育委員会

平成 29 年 4 月定例教育委員会（4 月 20 日）〈場所：リバーサイドホテル〉

・議 事

報第 1 号 五條市教育委員会事務局の人事異動について【承認】

議第 14 号 五條市立学校設置条例の一部改正について【議決】

議第 15 号 五條市子どものための教育給付に係る利用者負担に関する規則の一部改正について【議決】

議第 16 号 五條市教職員住宅条例の廃止について【議決】

議第 17 号 五條市社会教育委員及び五條市公民館運営協議会委員の委嘱につ